本事業に関する質問回答集【ラボ(大学等)の方】

※募集開始後に受領した質問に関しましては、毎週水曜日の15時までに締め切り、同じ週の金曜日の15時に回答を掲載する予定です。

6月28日(金)掲載版

| | 募集要領 関連箇所 | No. | ご質問 | 回答 | 質問 受付日 |
|------|--------------|-------|---|---|-----------|
| | 2.1 ラボの要件 | 2.1-1 | 「幹事団体を除く構成団体については、都内に所在している必要はなく、大学等以外の団体でも構いません。」とありますが、どのような団体まで認められるのでしょうか。 | 「2.1 ラボの要件」に掲げる事項を満たす団体であれば、営利団体/非営利団体問わず、参画いただいて構いません。 | - |
| | 2.2 調査研究の要件 | 2.2-1 | 「参加する児童生徒の特性等に配慮し適切に対応すること。」 とありますが、幹事団体は発達心理学等を専門としておりません。この場合、応募は可能でしょうか。 | 左記の場合でも応募は可能です。但し、要件のとおり、児童生徒の特性等に配慮した適切な対応を行ってください。なお、本事業にラボとして選定された後、事業プロモーターより・不登校の児童生徒やフリースクールについての理解促進を図るための研修・専門的な知見を有する調査研究サポーターの斡旋等の支援を行います。 | _ |
| | | 2.2-2 | 「フリースクールの運営スタッフが、調査研究の成果を、日々の子供への支援等に活用することを見据えた内容とすること。」とありますが、具体的にはどのような観点に留意すればよろしいでしょうか。 | 以下の点に留意の上、提案してください。 ・調査研究の成果が、事例集として取りまとめられること。 ・調査研究を通じて行う活動が、非日常的な取組(ex. 複数日に跨って、遠方で合宿を行う etc.) ではなく、フリースクールが日常で行う活動に活用が可能であること。 なお、本事業にラボとして選定された後、審査員からの意見や協力フリースクールへのヒアリング結果等を踏まえ、提案内容を修正いただく場合がございます。 | - |
| 募集内容 | 2.3 スケジュール | 2.3-1 | 「3 東京都と協定を締結」とありますが、どのような協定内容 となるのでしょうか。 | 協定書の主な記載事項として ・調査研究の目的や内容、実施期間等に関すること ・研究費に関すること ・研究費に関すること ・権利の帰属に関すること 等を想定しております。 詳細につきましては、選定されたラボの幹事団体と東京都が個別に調整を行い、決定します。 | - |
| | 2.4 募集ラボ数 | 2.4-1 | 「5者程度の採択を想定」とありますが、応募総数が5者に満たない場合でも、審査は行いますか。 | 本事業への応募総数が5者に満たない場合でも、審査を行った上でラボを選定 します。 | - |
| | 2.6 調査研究内容 | 2.6-1 | 「調査研究に先立ち、参加する子供の特性把握等を目的とした協力フリースクールへのヒアリングを実施してください。」とありますが、ヒアリングに係る調整等はどのように行うのでしょうか。 | マッチングの成立した協力フリースクールへのヒアリングについては、事業プロモーターが日程調整を行います。また、事業プロモーターは、事前に収集した各協力フリースクールの情報をラボへ共有するとともに、ヒアリングへ同席します。 | - |
| | | 2.6-2 | 「協力フリースクールの状況によっては、活動の都度、参加する子供が変わることや、人数の増減が生じる場合もありますが、本調査研究の対象者の特性等をご理解の上、柔軟に対応してください。」とありますが、調査研究の期間中に対象となる子供が入れ替わる場合、調査の連続性が損なわれるのではないでしょうか。 | 調査研究の期間中においては、対象となる子供が「フリースクールへの通所を中止する」「当日の状態等により参加できない」等の事態が生ずることも想定されるため、それらを踏まえた調査手法等を検討ください。また、活動への参加を途中で中断した子供については、活動に参加した期間の様子等を実施報告書にまとめていただく形でも構いません。 | - |
| | 2.7 実施場所 | 2.7-1 | ラボが実施場所まで移動する場合の交通費と、協力フリース クールのスタッフ・子供が実施場所まで移動する場合の交通費 は、どのような整理となるでしょうか。 | ラボが実施場所まで移動する場合、ラボ側でかかる交通費については、研究費として計上してください。 協力フリースクールの子供やスタッフが実施場所まで移動する場合、フリースクール側でかかる交通費については、事業プロモーターが負担します。 | - |

本事業に関する質問回答集【ラボ(大学等)の方】

※募集開始後に受領した質問に関しましては、毎週水曜日の15時までに締め切り、同じ週の金曜日の15時に回答を掲載する予定です。

6月28日(金)掲載版

| | 募集要領 関連箇所 | No. | ご質問 | 回答 | 質問 受付日 |
|------|--------------|-------|--|--|-----------|
| | | 2.8-1 | 「支出する研究費については、提案内容及び支出計画書の妥当性を踏まえ、直接経費・間接経費ともに、都が大学に対して概算額を支出し」とありますが、概算払いの時期はいつ頃となりますか。 | 以下の手続きが全て完了次第、支払い処理を進めます。 ・大学等と東京都間の協定の締結 ・概算払いに係る申請書類等の確認 | - |
| | 2.8 研究費 | 2.8-2 | 「研究調査等の終了後、上限額の範囲内で実績に応じて精算を 行います。」とありますが、概算払いにより事前に受領した研 究費と、精算後の実費の間に差額が生じた場合、どのような対 応となりますか。 | 調査研究の終了後、提出いただいた実施報告書等の内容を精査し、研究費の金額の確定を行います。その際、概算払い額と確定した研究費に差額が生じた場合には、以下の対応とします。 ①確定した研究費が概算払い額を上回る場合研究費の上限の範囲内で不足する差額をお支払いします。 ②確定した研究費が概算払い額を下回る場合差額を返納していただきます。 | _ |
| 募集内容 | | 2.8-3 | 支出計画書について、幹事団体を除くラボの構成団体における 人件費や消耗品費等は、どのように書けばいいですか。 | 支出計画書では、構成団体の諸経費は委託費の項目に総額を記載してください。構成団体に対する委託費の支払いについても、支出報告書等とともに証憑 (領収書等)のご提出が必須となりますので、あらかじめご了承ください。 なお、研究費の支払いは東京都から幹事団体に対して一括で行うため、構成団 体に対する委託費等の支払いについては、幹事団体にて行ってください。 | _ |
| | 2.9 安全対策 | 2.9-1 | 「調査研究ごとに安全対策方針を策定します。」とありますが、安全対策方針とはどのようなものでしょうか。また、「7.4 熱中症の対応」内に「事業プロモーターと連携して必要な対策を講じてください。」とありますが、安全対策に関するラボと事業プロモーターのそれぞれの役割はどのようになりますか。 | 安全対策方針は、本事業内の調査研究を安全・安心な環境で実施するために策定するものです。 調査研究の内容や実施場所、協力フリースクールの特性等を踏まえて事業プロモーターが作成し、全ての関係者に順守いただきます。 加えて、安全対策に関するラボと事業プロモーター双方の役割について、詳細は調整の上で決定いたしますが、主な役割は以下のとおりです。 ● ラボ:調査研究における活動等において、ラボと事業プロモーターが協議の上策定した安全対策方針に沿った対応を行う。 ● 事業プロモーター:ラボ毎に個別の安全対策方針を策定し、対策に係る物品の手配や経費の支出を行う。調査研究の活動における、安全対策の全体責任を負う。 | _ |
| 提定 | 3 調査研究提案書の内容 | 3.1 | 用意されている応募書類以外に、添付資料の提出は認められま すか。 | 一律の基準で審査を行うため、応募書類以外の提出はご遠慮ください(提出された場合、審査には用いません)。 | - |
| 柔書 | | 3.2 | 同一の大学を幹事団体として、複数のラボを構成してそれぞれ で応募することは可能ですか。 | 可能です。 ただし、それぞれラボとして選定された場合には、原則辞退は認められません。そのため、複数の提案が選定された場合でも運営可能な体制を構築した上で、応募ください。 | - |
| 選定 | 5.1 選定方法 | 5.1-1 | ブレゼンテーション審査の内容をお示しください。 | オンライン形式にて、応募書類(様式3のプレゼンテーション資料)に基づく プレゼンテーション5分及び質疑応答10分程度の審査を想定しております。 実施時期等の詳細につきましては、書類審査を通過された応募者に対し、事業 プロモーターから案内します。 | - |

本事業に関する質問回答集【ラボ(大学等)の方】

※募集開始後に受領した質問に関しましては、毎週水曜日の15時までに締め切り、同じ週の金曜日の15時に回答を掲載する予定です。

6月28日(金)掲載版

| | | 募集要領 関連箇所 | No. | ご質問 | 回答 | 質問 受付日 |
|---|------|--------------|-----|---|---|-----------|
| : | 成果報告 | 6 成果報告 | 6.1 | | 実施報告書については、公募要領P12「6成果報告 ア」に記載のとおり、調査研究の終了後1か月以内(ただし、令和7年3月末を最終期限とする。)にご提出いただくものとなりますが、様式等については、採択後に提示します。なお、分量は活動内容や結果の取りまとめ方によって変わってくるかと思いますので、一概にお示しできませんが、主な項目は、調査研究概要、調査研究の活動の詳細、参加児童生徒一人ひとりの変化、一人ひとりの興味関心を引き出す支援方法の具体的実践事例・結果、全体考察などを予定しています。 | 6月24日 |
| | 留意事項 | 7.2 ラボの選定後 | | 「ラボは、事業プロモーターと調整の上、調査研究活動を開始 する1か月前までに実施計画書を提出してください。」とありま | 協力フリースクールとのマッチング成立後に、調査研究の実施に向けて、活動の内容や実施スケジュール等の詳細な計画を策定する資料を指します。 様式等の詳細については、ラボの選定後にご説明しますが、審査の過程で審査 員から挙がった指摘や協力フリースクールからヒアリングした内容等を反映 し、事業プロモーターと調整の上、作成していただきます。 | - |